

## 第33次地方制度調査会における 非平時に着目した地方制度のあり方に対する指定都市市長会要請

(令和5年9月19日 指定都市市長会)

新型コロナウイルス感染症対策に関して、指定都市は、人口や感染者数、保健所や医療機関のリソースなど、圏域において大きなウェイトを占めており、国民全体への感染拡大の防止に寄与するためにも、道府県知事の権限を、希望する指定都市の市長に財源と併せて移譲できるように求めているところである。

このような中、第33次地方制度調査会において、非平時に着目した地方制度のあり方として、大都市圏における道府県域を超えた広域的な課題への対応や、個別法の規定が整備されていない場合であっても、国が的確で迅速な対応を行うために、地方自治体に対して、自治事務を含め必要な指示を行うことを可能とする一般ルールを地方制度として創設すること等が議論されている。

しかしながら、地方自治法は、平時、非平時の区別なく、国と地方自治体の役割分担の在り方に加え、地方自治体の自主性及び自立性の発揮に関し国として遵守しなければならない事項を定めており、かつ同法を根拠とする国の地方自治体への関与については、法律又はこれに基づく政令を求めており、必要最小限度のものとしなければならないと規定している。

そのため、非平時における指示権については、地方自治体の自主性・自立性を尊重する観点からすると、行使する際の要件を絞った上で法に定めるなど極めて限定的なものとするべきである。また、この度議論されている地方制度については、国家的な危機の発生時において、基礎自治体の「現場力」と大都市の「総合力」を併せ持つ指定都市が、よりの確で迅速な対応を可能とし、その役割を十分に発揮できるものにしなければならない。

そこで、地方分権の確立と国家的な危機への対応の両立をめざし、指定都市市長会として以下のとおり要請する。

# 指定都市市長会の要請

## 1 指定都市への権限・財源の移譲について

第30次地方制度調査会答申においては、「指定都市は規模・能力の点で都道府県と遜色がないことを踏まえると、指定都市における事務の処理については、都道府県と指定都市の関係は都道府県間関係と同様に考えることを基本とすべきである」とし、当面の対応として、「まずは、都道府県から指定都市への事務と税財源の移譲を可能な限り進め、実質的に特別市（仮称）に近づけることを目指すこと」とされている。この答申及び今般の新型コロナウイルス感染症対応の中で生じた様々な課題を踏まえ、非平時に機動的に対応するためにも、非平時対応に関する道府県知事の権限と財源のうち適切と考えられるものを希望する指定都市に移譲すること。

## 2 国から地方自治体への指示権について

非平時における国からの指示権を創設する場合は、「非平時」とされる事態を明確にするとともに、地方自治体の自主性・自立性を尊重する観点から、行使する際の要件を絞った上で法に定め、行使にあたっての適正確保のための慎重な手続を設けるなど、極めて限定的かつ厳格な制度となるように慎重に検討すること。

指定都市は、消防機関や医療機関、保健所、地方衛生研究所等の高度で専門的な人的・物的資源を有しており、現場で起きている正確な状況を迅速に直接国へ伝えることができるだけでなく、非平時に国の指示に基づき的確で迅速な判断や対応が可能である。そのため、国民全体への貢献に寄与するためにも、国からの指示権の客体は、都道府県のみではなく、地域の実情に応じて指定都市も加えること。